

# 居宅介護支援 重要事項説明書

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者

事業者名称	医療法人 光善会 時津中央クリニック
代表者氏名	理事長 橋本 敦郎
事業者所在地	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 38 番地 2
連絡先	095-882-2500
事業者が行っている介護業務	居宅介護支援、通所リハビリテーション

## 2 指定居宅介護支援を実施する事業所

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 時津中央クリニック
介護保険指定事業所番号	第 4271100671 号
事業所所在地	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 38 番地 2
連絡先	095-882-1656
管理責任者	片山 賢二 (主任介護支援専門員)
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
事業所の通常の事業の実施地域	時津町、長与町、長崎市 (横尾、滑石、琴海西海町等主に北部方面) ただし、必要が生じた場合はこの限りではない。

### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態の高齢者に対して、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供すること
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護状態となった場合も、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮する。</li><li>・利用者の心身の状況や環境に応じた保健医療・福祉サービスが居宅サービス事業者から提供されるように配慮する。</li><li>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正中立な業務を行う。</li><li>・事業の運営に当たって、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。</li></ul>

### (3) 営業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	営業日は、月曜日から土曜日まで 休業日は、日曜・祝祭日、12月30日から1月3日まで ただし、転送電話によって24時間の連絡体制を確保する。
営業時間	午前8時30分から午後17時00分まで ただし、土曜日は午後12時30分まで

#### (4) 事業所の職員体制

管理責任者	常勤 1名
介護支援専門員	常勤 3名

#### (5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用

##### ①居宅介護支援の内容

「居宅介護支援契約書」第4条から第10条までのとおりです。

##### ②利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします（なお、金額には別紙一覧表の金額が加算される場合があります）。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。なお、加算の料金については、別紙があります。

（ご要望があれば別紙も交付いたします）

### 3 居宅介護支援の提供に当たっての留意事項

- (1) 利用者が病院や診療所（以下、「病院等」という）に入院する場合、介護支援専門員は退院後の在宅生活への円滑な移行を進めるため、病院等と情報共有や連携を図る必要があります。そのため、担当する介護支援専門員の氏名や連絡先を入院する病院等にお伝えください。
- (2) 介護支援専門員は、利用者に関する情報のうち、病院等に提供する必要があるものを把握したときは、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師や薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師や歯科医師に意見を求めます。その際、居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 利用者は、介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等を選定した理由について説明を求めることができます。必要があれば、遠慮なく申し出てください。
- (5) 令和6年4月より、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から以下の要件を設けた上でテレビ電話その他通信機器を活用したモニタリングを可能としその場合には2月に1回利用者の居宅を訪問すること。（要件満たさない方はこれまで通り1月に1回のモニタリングとする。）
  - ①利用者の同意を得ること
  - ②サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること
    - i 利用者の状態が落ち着いていること
    - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
    - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他

のサービス事業所との連携により情報を収集すること

#### 4 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定居宅介護支援に関する利用者及びその家族からの相談、苦情に対しては、以下の窓口にて承ります。なお、以下の公的機関の相談・苦情窓口に直接苦情を伝えることもできます。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 38 番地 2 電話番号 095-882-1656 ファックス番号 095-882-1666 苦情処理責任者 片山 賢二 (時津中央クリニック居宅介護支援事業所所属長) 受付時間 8:30~17:00
その他の相談先	長崎市：長崎市役所介護保険課 長崎市桜町 6 番 3 号 電話番号 095-829-1163 長与町：長与町役場介護保険課 西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 電話番号 095-883-1111 時津町：時津町役場高齢者支援課 西彼杵郡時津町浦郷 274 番地 1 電話番号 095-882-2211 長崎県：長崎県福祉保健部長寿社会課 長崎市尾上町 3 番 1 号 電話番号 095-895-2431 審査機関：国民健康保険団体連合会介護保険課 長崎市今博多町 8 番 2 号 電話番号 095-826-7293

#### 5 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 6 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持、人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 選任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	片山 賢二 (主任介護支援専門員・所属長)
-------------	-----------------------

当事業者は、サービスの提供に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付日 令和 年 月 日

事業者	所在地	<u>長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 38 番 2 号</u>
	事業者（法人）名	<u>医療法人 光善会 時津中央クリニック</u>
	指定事業所番号	<u>長崎県第 4271100671 号</u>
	電話	<u>095-882-2500</u>
	代表者名	<u>橋 本 敦 郎</u>

説明者 \_\_\_\_\_

私は、重要事項説明書に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代理人（選任した場合） 氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_